国立研究開発法人物質・材料研究機構
在宅勤務規程

平成２０年２月１８日
２０規程第１０号

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成１８年３月３１日　１８規程第４６号。以下「定年制職員就業規則」という。）第３３条の２、国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成２０年３月３１日　２０規程第１６号。以下「キャリア形成職員就業規則」という。）第３４条の２及び国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成１８年３月２８日　１８規程第４７号。以下「任期制職員就業規則」という。）第３４条の２の規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における柔軟な働き方を実現し、生産性の向上及び創造性の発揮に繋げることを目的とする在宅勤務の取扱いについて定めるものとする。

２　この規程に定めのない事項又は取扱いについては、別に定めるところによる。

（定義）

第２条　この規程において「在宅勤務」とは、機構の職員が情報通信機器等を活用し、一日の勤務時間の全部又は一部について在勤する事業所（以下、「在勤地」という。）以外の場所において勤務することをいう。

２　この規程において、「在宅勤務者」とは、在宅勤務を行う職員をいう。

３　この規程において、「センター等」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和５年２月２８日　２０２３規程第７号）第３条に規定する組織をいう。

４　前各項のほか、この規程において用いる用語の意義は、就業規則その他関係規程によるものとする。

（対象者）

第３条　在宅勤務は、以下に掲げる要件の一つに該当する者を対象とする。

（１）国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（平成１３年４月２日　１３規程第９号。以下「定年制給与規程」という。）第１０条第２項に規定する事務職本給表、月給制研究職本給表、エンジニア職本給表又は同条第３項に規定する年俸制研究職本給表の適用を受けている者。

（２）国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員給与規程（平成２０年３月３１日　２０規程第１７号）第１０条第２項に規定する事務職本給表、研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制本給表の適用を受けている者。

（３）任期制職員就業規則第３条第１項第１号から第７号まで、第９号若しくは第１０号又は同条第２項第１号、第２号、第４号若しくは第５号の適用を受けている者。

（４）その他、別に定める事由により理事長又は各センター等の長が認めた者。

（在宅勤務の申請・承認）

第４条　在宅勤務を希望する職員は、その実施の都度、管理監督者に申請し、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に承認を受けなければならない。

２　管理監督者は、申請に対し職員の勤務実績、業務内容を考慮のうえ承認を行う。
３　管理監督者は、当該職員が在宅勤務を行うことにより業務に支障が生じると認められる場合又は当該職員の健康状態に影響が認められる場合は、在宅勤務を承認しない又は承認を取り消すことができる。

（実施頻度）
第５条　在宅勤務の実施頻度は、月４日以内とする。
２　前項の定めにかかわらず、やむを得ない理由がある場合又は業務内容により在宅勤務でも効率的に業務を実施することが出来る場合には、月４日を超えることができる。
３　前項により月４日を超えて在宅勤務を希望する職員は、電子メールで各センター等の長の承認を事前に得た上で、前条に定める手続きを行うものとする。

（実施場所）
第６条　在宅勤務を実施する場所は、在勤地以外で、第４条に規定する申請により承認を受けた場所とする。

（職務専念義務）
第７条　在宅勤務者は、勤務時間中は機構の職務に専念しなければならない。

（勤務時間管理）
第８条　定年制職員就業規則第１５条、キャリア形成職員就業規則第１６条及び任期制職員就業規則第１６条の適用を受ける在宅勤務者について、在宅勤務の実施日における勤務時間管理は、当該在宅勤務者に適用する各就業規則及び裁量労働制の実施に関する労使協定の定めるところによる。
２　定年制給与規程第１７条に規定する事務職役職区分表及び第１７条の２第１項に規定する研究職・エンジニア職役職区分表に定める各区分の役職にある在宅勤務者について、在宅勤務の実施日における勤務時間は、１日７時間４５分とみなす。
３　対象者のうち前２項に該当しない在宅勤務者について、在宅勤務の実施日における勤務時間管理は、次項で定める勤務開始及び終了の報告により行うものとする。なお、当該在宅勤務者は前条で定めるものの他、定年制職員就業規則第２節、キャリア形成職員就業規則第２節及び任期制職員就業規則第２節で定める勤務時間を遵守するものとする。
４　在宅勤務者は、勤務開始及び終了時のそれぞれにおいて、管理監督者に対し、電子メールにより勤務開始及び終了の旨を報告しなければならない。ただし、第１項又は第２項に定められた者は、この限りでない。

（情報通信環境）
第９条　在宅勤務者は、在宅勤務実施場所において機構のネットワークを使用する際は、国立研究開発法人物質・材料研究機構情報セキュリティ規程（令和７年３月１８日　２０２５規程第６９号）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構情報セキュリティ対策基準（令和７年３月１８日　２０２５情報基盤達第１号）その他関連規程を遵守するとともに、情報の漏洩等が生じないよう最大限の配慮を行わなければならない。

（緊急事態発生時の出勤）

第１０条　在宅勤務の実施日において、機構において地震、水害、火災その他の災害が発生し、緊急に対応すべき事態が発生した場合、管理監督者は、在宅勤務者の出勤を命ずることができる。

２　前項の場合、在宅勤務者が在宅勤務実施場所から出勤するための交通費について、機構は負担しない。ただし、在宅勤務者が出勤に公共交通手段を使用している場合に、当該公共交通手段を使用できない時間に出勤を命ずるときは、この限りでない。

（費用負担）

第１１条　在宅勤務実施場所における情報通信環境整備のための初期費用、作業用品、通信費及び光熱費等在宅勤務に係る費用については、自己負担とする。

（災害補償）

第１２条　在宅勤務時における災害については、定年制職員就業規則第６７条、キャリア形成職員就業規則第６７条及び任期制職員就業規則第５８条の定めるところによる。

附　則

この規程は、平成２０年２月１８日から施行する。

附　則（平成２１年３月２３日　２１規程第４７号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日　２２規程第１４号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年　３月２８日　２３規程第　７号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年６月１９日　２４規程第３５号）

この規程は、平成２４年６月１９日から施行し、平成２４年６月５日から適用する。

附　則（平成２７年　３月２４日　２７規程第２７号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年４月２８日　２８規程第７５号）

この規程は、平成２８年４月２８日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年９月１３日　２８規程第１１６号）

この規程は、平成２８年９月１３日から施行する。

附　則（平成３０年１０月２日　３０規程第４３号）

この規程は、平成３０年１０月２日から施行する。

附　則（令和２年４月１日　２０２０規程第３９号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月２５日　２０２３規程第９５号）

この規程は、令和５年５月１日から施行する。

附　則（令和６年３月１日　２０２４規程第２号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月３日　２０２５規程第７０号）

この規程は、令和７年４月３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和７年１１月１７日　２０２５規程第９６号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。